



なお、弊社がお客様とホームセキュリティ契約を締結する際は、契約内容（とくにセキュリティのプラン）を決定するために、警備の対象となる物件を訪問して現地で確認することが必要であるため、その多くが訪問販売に該当するものと考えております。電話のみの勧誘によって契約に至ることはございませんので、電話勧誘販売に該当する契約はないものと考えております。

弊社の社員に対しましては、社内示達（全社宛の指示書）などにおいて、訪問販売に該当するか否か、及びご解約時の精算の内容（訪問販売にあたる場合は中途解約金を請求しないこと）について明確に判定できる仕組みを設け、運用を徹底するよう指示しております。

以上のとおりでございますので、弊社が特定商取引法10条1項3号に適合した内容でホームセキュリティのお客様と契約を締結していることにつきまして、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

弊社では、消費者契約の適切な管理、運用を重視しており、今回のご指摘につきまして、より分かりやすい契約書となるよう貴重なご意見として活かしてまいりたいと考えております。今後とも、消費者や消費者団体の皆様のご意見を尊重させていただく所存でございますので、宜しくようお願い申し上げます。

敬 具